

食品表示法の基本理念をあらためて読み解く

今年も、残すところわずかになりましたが、年末が押し迫った中、皆さま方にはお元気でお過ごしでしょうか。

さて、本年度の当協会が主催する食品表示検定試験は、初級・中級を11月22日に、上級試験については同月29日に予定通り開催することができました。

コロナ禍にもかかわらず多く受験申請をいただき、心から御礼申し上げる次第です。

試験の実施に当たっては、受験者の皆様の健康・安全面を最優先に、万全の体制で臨みましたが、皆様方のご協力にあらためて感謝申し上げます。

今年は、振り返ると「コロナ」一色の年でした。皆様方も、家庭や職場などにおいて、その影響を少なからず受けるとともに、対策に多大なご苦勞をされたことと思います。

弊協会も、前期の検定試験をやむなく中止し、受験希望者等に対しまして、ご心配やご迷惑をおかけすることになりました。

来る新たな年は、こうしたリスク下の状況が好転し、本来の営みが出来る年となるとともに、皆さま方にとりましても、良い年を迎えられることを心から願っています。

さて、前々回と前回は、食品表示法の規定のうち第1条の「目的」と第2条の「定義」について触れましたが、今回は引き続き第3条の「基本理念」を中心に見直してみました。ただし、私の憶測もありますことをご容赦ください。

まず、食品表示法の第3条は以下のような規定になっています。

<食品表示法>

(基本理念)

第3条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条第1項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

1 「消費者の自立の支援」及び消費者基本法の基本理念との関係はどのようになっているのか？

どの法律でも、基本理念の条項は、まさにその法律の理念が明記されていることから、重要な意義を有しています。

食品表示一元化検討会においても、基本理念に関して色々な議論がありましたが、いずれにしても消費者基本法の基本理念を十分踏まえるべきという方針が示されました。

消費者基本法の基本理念については、すでに前々回に記載した通り、消費者の自立を支援するために必要な 8 つの権利が示されていますが、食品表示に関する消費者の権利は、そのいずれもが関わるものです。

したがって、検討会の委員からは、消費者基本法の基本理念そのものを食品表示法の基本理念に入れ込むべきという意見も出されました。しかし、消費者基本法は、言わば親法ともいえる位置づけで、同法の理念を踏まえた法律(子法)は他にもあることから、全体をそのまま引用することにはなりませんでした。

食品表示法は、第 1 条の「目的」に明記されているように、食品の表示が食品を摂取する際の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを前提として、食品の表示に関し必要な事項を定めることで、その適正を確保すること、そして一般消費者の利益の増進を図ることを目的としています。

他方、消費者基本法との関係は、前記のようなことになっていることから、これらを踏まえ、第 3 条の基本理念の第 1 項には、「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない」と規定されました。

2 基本理念に消費者の自立の支援以外のことを規定した理由は？

食品表示は、消費者と事業者との間の情報の質及び量等の格差を踏まえ、事業者に対して、消費者へ情報を提供させる義務を課すものです。これにより消費者は自ら主体的に行動するために必要な情報が得られることとなります。

すなわち、食品表示法に基づき食品の表示が適正に行われることそのものが、消費者と事業者の格差を是正し、消費者の自立を支援する施策であるとも言えます。

消費者の自立を支援するために、食品の容器包装等に情報を表示させることは、食品関連事業者に対して相応のコストを求めるものであり、実行可能性のあるものとする必要があります。

食品表示法に基づく措置を行うに当たっては、食品の生産、取引や消費の現況さらには将来の見通しを踏まえることが求められます。

例えば、遺伝子組換え食品に関する表示基準を策定するならば、どのような種類の作物が

どのくらい生産されているか、その流通量や用途は現状どのくらいで今後はどのように見込まれるのかを、添加物についての表示基準を策定するならば、それがどのように消費されており、どの程度の量が生産・流通しているのかを考慮に入れることが必要になります。

加工食品の原料原産地表示に関しても、個々の食品ごとに使われている原材料の産地を確認し、管理する必要があります。

さらに、表示事項への対応は少量多品目を取り扱う小規模な製造業者等にとって特に負担が大きいこと、また、表示の内容によっては特定の事業者によりなものとなる可能性もあることから、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響や食品関連事業者間の公正な競争が確保されることに配慮する必要があります。

これらのことについても、消費者基本法の理念を基本とすることと併せて、食品表示法の基本理念として規定することが適当と考えられることから、第3条第2項に規定されました。

すなわち、食品表示法の基本理念としては、消費者の自立支援の観点と、事業者への負担への考慮の2点についての規定がなされることになりました。

(以上 令和2年11月30日現在)